# 2022年3月期用

公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧

(2022年3月31日現在)



#### 1. 本資料の目的

本資料は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」で求められる、公表されているが 未だ適用されていない IFRSs に関する開示への対応を目的として、2022年3月期決算会社を前提に、 これらの新しい IFRSs の概要を強制適用年度ごとにまとめ、開示例を示したものである。

## 2. 関連する開示規定

IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」では、以下の開示を企業に要求している。

#### IAS 第 8 号からの抜粋:

- 30 企業が、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい IFRS を適用していない場合には、 企業は次の事項を開示しなければならない。
  - (a) その事実
  - (b) 新しい IFRS の適用が適用初年度における企業の財務諸表に及ぼす、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報
- 31 第 30 項に準拠するにあたり、企業は次の事項を開示することを検討する。
  - (a) 新しい IFRS の表題
  - (b) 目前に迫っている会計方針の変更又は変更の性質
  - (c) その IFRS の適用が要求される日付
  - (d) 企業がその IFRS の適用開始を予定している日付
  - (e) 次のいずれか
    - (i) その IFRS の適用開始が企業の財務諸表に及ぼすと予想される影響についての検討
    - (ii) その影響が不明であるか又は合理的に見積れない場合には、その旨の説明

## 3. 公表されているが、未だ適用されていない IFRSs の一覧(2022 年 3 月期用) 留意事項:

下記表は、2022 年 3 月 31 日時点で公表されている IFRSs を掲載している。

## ① 翌期(2023年3月期)から強制適用される IFRSs

名和	· 东	適用日	関連する当法人の
公录	長日	早期適用の可否	日本語解説資料
•	「『概念フレームワーク』へ の参照」-IFRS 第 3 号「企業 結合」の改訂 2020 年 5 月公表	<ul><li>▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第169号 「IFRS 第3号の改訂 概念フレームワークへの参照」 IFRS アップデート2021年度, P8
•	「有形固定資産ー意図した 使用の前の収入」-IAS 第 16号「有形固定資産」の改 訂 2020年5月公表	<ul><li>▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS アップデート 2021 年度, P8
	「不利な契約 - 契約履行のコスト」-IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の改訂	<ul><li>▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS アップデート 2021 年度, P9
•	「IFRS 基準の年次改善2018-2020」  —IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」  —IFRS第9号「金融商品」  —IAS第41号「農業」  —IFRS第16号「リース」に付属する設例の軽微な修正 2020年5月公表	<ul><li>▶ 2022 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS アップデート 2021 年度, P13

## ② 翌々期(2024年3月期)から強制適用されるIFRSs

名称	適用日	関連する当法人の
公表日	早期適用の可否	日本語解説資料
<ul><li>▶ IFRS 第 17 号「保険契約」</li><li>▶ 2017 年 5 月公表及び 2020 年 6 月改訂</li></ul>	<ul><li>▶ 2023年1月1日以降開始 事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	保険IFRS アラート「保険契約 に関する新基準(IFRS 第17 号)の公表」
0 7 0 0	一一河巡川可	Insurance accounting alert

			IACD monting (March 2020)
			IASB meeting (March 2020)
			IFRS アップデート 2021 年 度、P5
			Applying IFRS /IFRS 17 - A closer look at the new Insurance Contracts Standard /
•	「負債の流動負債又は非流動負 債への分類の改訂」-IAS 第1号 の改訂	<ul><li>▶ 2023年1月1日以降開始 事業年度から適用*</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第159 号「負債の流動負債又は非 流動負債への分類の改訂」
•	2020年1月公表及び同年7月 改訂		IFRS アップデート 2021 年 度、P10
			IFRS Developments 第 198
			号「特約条項付の非流動負債
			の分類 - 修正案」
•	「会計方針の開示」-IAS 第1号 「財務諸表の表示」及び IFRS 実 務記述書第2号「重要性の判断 の行使」の改訂 2021年2月公表	<ul><li>▶ 2023年1月1日以降開始 事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第187 号「開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改 善」(英語版のみ、下記リンク 先に日本語の概要説明あり)
			IFRS <i>アップデー</i> ト 2021 年   度, P11
•	「会計上の見積り」-IAS 第 8 号 「会計方針、会計上の見積りの 変更及び誤謬」の改訂 2021 年 2 月公表	<ul><li>▶ 2023年1月1日以降開始 事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第 186 号「IASB が会計上の見積り を定義」 IFRS アップデート 2021 年
			度, P12
•	「単一の取引から生じた資産及 び負債に係る繰延税金」(IAS 第 12号「法人所得税」の改訂)	事業年度から適用	<i>度</i> , P12
	2021 年 5 月公表	▶ 早期適用可	IFRS Developments 第 191
	1 0 /1 A A		号「IASB がリース及び廃棄
			義務に係わる繰延税金の会
			計処理を明確化」

<sup>\*</sup> IASB は 2021 年 11 月に、IAS1 修正案(上記の改訂の発効日を 2024 年 1 月 1 日以後に延期することを含む)の公開草案を公表している。

## ③ 適用日が無期限に延期されている IFRSs

名称	適用日	関連する当法人の
公表日	早期適用の可否	日本語解説資料
▶ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」及び IAS 第 28 号「関連会社及びジョイント・ ベンチャーに対する投資」の改訂 一投 資者とその関連会社又はジョイント・ベ ンチャーの間での資産の売却又は拠出	▶ 2015 年 12 月に、IASB は本 改訂の発効日を、持分法会計 に関するリサーチ・プロジェクト の結果が出るまで無期限に延 期した。	IFRS アップデート 2021 年度, P9
▶ 2014 年 9 月公表 (2015 年 12 月改訂)	▶ 早期適用は引き続き認められている。	

## (参考)④当期(2022年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称	適用日	関連する当法人の
公表日	早期適用の可否	日本語解説資料
▶ 金利指標改革-フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及びIFRS第7号、IFRS4 号及び IFRS 第 16 号の改 訂)	<ul><li>▶ 2021 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から遡及 的に適用</li><li>早期適用可</li></ul>	IFRS Developments IBOR 改革シリーズ参照 IFRS による 決算上の留意点・IFRS アップデート(以下 IFRS アップデート) 2020 年度, P11
2020 年 8 月公表		Applying IFRS IBOR 改革 2020 年
		10 月
▶ 2021 年 6 月 30 日より後 の Covid-19 に関連した賃 料減免(IFRS 第 16 号の改 訂)	▶ 2021 年 4 月 1 日以降 開始事業年度から適用 早期適用可	IFRS Developments 第170 号 「IASB がCOVID-19 に関連した賃料 減免についてIFRS 第16 号「リース」 を改訂」*
2021 年 3 月公表		Applying IFRS 「COVID-19 に関連した賃料減免の会計処理 2020 年7月」*
		IFRS アップデート 2020 年度, P11
		IFRS Developments 第 189 号「IASB
		が Covid19 に関連した賃料減免の会
		計処理に対する救済措置を延長」

## (参考)⑤前期(2021年3月期)から強制適用されている IFRSs

名称	適用	3	関連する当法人の	
公表日	早期	早期適用の可否 日本語解説資	日本語解説資料	
▶ 「財務報告の ワーク」(改訂)	. –	)20 年 1 月 1 日以降 始事業年度から適用	Applying IFRS 「改訂概念フレームワ ークの公表」	

2018 年 3 月公表	<ul><li>▶ 早期適用可</li><li>▶</li></ul>	IFRS アップデート 2020 年度, P17
▶ 「『事業』の定義の改訂」- IFRS 第 3 号の改訂 ▶ 2018 年 10 月公表	<ul><li>▶ 2020 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第137号 「IFRS 第3号における「事業」の定義 の改訂」 IFRS アップデート 2020 年度、P9
<ul><li>▶ 「『重要性がある』の定義の 改訂」- IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂</li><li>▶ 2018 年 10 月公表</li></ul>	<ul><li>▶ 2020 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第138号 「IASB が「重要性がある」の定義の改 訂を公表」 IFRS アップデート 2020 年度, P13
<ul><li>▶ 金利指標改革(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂)</li><li>▶ 2019 年 9 月公表</li></ul>	<ul><li>▶ 2020 年 1 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments IBOR 改革シリーズ参照 IFRS アップデート 2020 年度, P10
<ul><li>▶ Covid-19 に関連した賃料 減免(IFRS16 号の改訂)</li><li>▶ 2020 年 5 月公表</li></ul>	<ul><li>▶ 2020 年 6 月 1 日以降 開始事業年度から適用</li><li>▶ 早期適用可</li></ul>	IFRS Developments 第170 号 「IASB が COVID-19 に関連した賃料 減免について IFRS 第16 号「リース」 を改訂」 Applying IFRS「COVID-19 に関連し た賃料減免の会計処理 2020 年7 月」
		バコ IFRS アップデート 2020 年度, P11

#### 4. 関連する当法人解説資料

▶ 2022 年 3 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点 (IFRS アップデート 2021 年度)

**2022** 年 **5** 月 **24** 日以降に公表される予定です。本資料中に記載の参照ページは英語版(<u>IFRS Update of standards and interpretations in issue at 31 March 2022 | EY - Global</u>)のページ数を記載しており、日本語版を公表した際に変更する可能性があります。

(ご参考)2021 年3 月31 日に終了する会計年度に関するIFRS による決算上の留意点 ・ IFRS アップデート 2020 年度

2021 年 3 月 31 日に終了する会計年度に関する IFRS による決算上の留意点

# ▶ Insurance accounting alert IASB meeting (2020 年 3 月)

https://www.ey.com/en\_gl/ifrs-technical-resources/insurance-accounting-alert-iasb-meeting-march-2020

#### (2022年3月)

保険 IFRS アラート (2022 年 3 月): IFRIC が IFRS 第 17 号保険契約の利益の認識に関する暫定的なアジェンダ決定を公表する予定

#### Applying IFRS

発行年月	トピック
2021.7.1	IFRS 17 - A closer look at the insurance contracts standard (2021 年 6 月)
2021.6.11	新たなリース基準(2020年12月)
2021.4.26	IBOR 改革 2020 年 12 月
2020.12.25	IBOR 改革 2020 年 10 月
2020.08.04	COVID-19 に関連した賃料減免の会計処理 2020 年 7 月
2020.05.18	IFRS 第 16 号 「リース」の表示と開示 2019 年 12 月
2019.04.11	新たなリース会計基準を適用するにあたっての減損会計の検 <u>計</u>
2018.05.21	改訂概念フレームワークの公表

#### ► IFRS Developments

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
号	トピック	
2021年11月 第198号	特約条項付の非流動負債の分類 - 修正案	
2021年5月 第191号	IASB がリース及び廃棄義務に係わる繰延税金の会計処理を明確化	
2021年4月 第189号	IASB が Covid19 に関連した賃料減免の会計処理に対する救済措置	
	<u>を延長</u>	
2021年2月 第187号	開示イニシアティブ IASB が会計方針の開示要求を改善	
2021年2月 第186号	IASB が「会計上の見積り」を定義	
2021年2月 第185号	IASB が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関連した賃料減	
	<u>免の会計処理に対する救済措置の延長を提案</u>	

2020年9月 第174号	B IASB が IBOR 改革プログラムを完了
2020年7月 第172号	BOR 改革: IASB がフェーズ 2 の公開草案へのコメントに対応
2020年5月 第170号	B IASB が COVID-19 に関連した賃料減免について IFRS 第 16 号「リ
	<u>ース」を改訂</u>
2020年5月 第169号	B IFRS 第3号の改訂 概念フレームワークへの参照
2020年4月 第165号	BOR 改革: IASB がフェーズ 2 の公開草案を公表
2020年3月 第162号	BOR 改革: IASB フェーズ 2 の残りの論点を議論
2020年1月 第160号	BOR 改革:第2段階(続き)
2020年1月 第159号	負債の流動負債又は非流動負債への分類の改訂
2019年12月 第156	号 <u>IBOR 改革: IASB による第 2 段階の論点の議論(ヘッジ会計)</u>
2019年10月 第154	号 IBOR 改革: IASB による第2段階の論点の議論(分類と測定)
2019年9月 第153号	子 不確実な税務処理に関する資産又は負債の表示
2019年9月 第152号	BOR 改革:第1段階の改訂の公表及び第2段階の始動
2019年8月 第151号	BOR 改革:第1段階の最終化
2019年5月 第148号	号 IBOR 改革: IASB の提案 パート 3
2019年3月 第145号	BOR 改革: IASB の提案パート 2
2019年2月 第144号	号 IBOR 改革:IASB の提案
2018年11月 第138	号 IASB が「重要性がある」の定義の改訂を公表
2018年10月 第137	号 IFRS 第3号における「事業」の定義の改訂

#### 5. IAS 第8号 30-31 項に基づく開示の記載例

#### 留意事項:

- ▶ 以下の記載例は架空の会社を前提としたものである。実際の記載にあたっては各社のビジネスの 状況や各基準の適用にかかる検討状況等に基づき、開示が必要な項目、及び、財務諸表への影響の記載を行うかどうかも含めた記載事項の検討が必要である。
- ▶ 2022 年 3 月期を対象とした開示例であり、すべての IFRSs に関して早期適用は一切行わない前提で記載している。
- ▶ なお、IFRS 基準書の改訂のうち、単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金(IAS 第 12 号の改訂)については、以下で開示例を記載しておらず、各社が影響を受ける程度等に鑑み、適切に記載内容を検討する必要がある。

#### 開示例:

#### 公表済未発効の基準

当グループの財務諸表の公表日時点において、公表済みであるが未発効の基準は以下のとおりです。 当グループはこれらの基準及び解釈指針をその発効日から適用する予定です。

#### ▶ IFRS第17号「保険契約」

IASBは、2017年5月に保険契約の認識、測定、表示及び開示を包括的に規定する新たな会計基準であるIFRS第17号「保険契約」(以下、IFRS第17号)を公表しました。2004年に公表されたIFRS第4号「保険契約」(以下、IFRS第4号)は、IFRS第17号の発効に伴い廃止されます。IFRS第17号は、すべてのタイプの保険契約(すなわち、生命保険、損害保険、元受保険及び再保険)に適用され、これらを発行する企業の種類は問われません。また、当該基準は、一定の保証や裁量権のある有配当性を有する金融商品にも適用されます。IFRS第4号では多くの領域で従前の各国の会計方針を引き継ぐことが認められているのに対し、IFRS第17号では、保険契約に関する包括的なモデルを定めており、関連するすべての会計上の取扱いを規定しています。IFRS第17号の中心となるのは一般モデルですが、以下により補足されます。

- 直接連動型の有配当契約に対する特殊な適用(変動手数料アプローチ)
- 主に短期契約に用いられる簡便的なアプローチ(保険料配分アプローチ)

IFRS第17号は、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用され、比較期間の修正が求められます。早期適用は認められますが、IFRS第17号を最初に適用する日又はそれより前に、IFRS第9号及びIFRS第15号を適用することが求められます。 当グループは、IFRS第17号を早期適用していません。

#### ▶ IAS第1号の改訂「負債の流動負債又は非流動負債への分類」

IASBは2020年1月、負債を流動負債又は非流動負債に分類する際の規定を定めるために、IAS第1号69項から76項の改訂を公表しました。本改訂により以下が明確化されます。

- ▶ 決済を延期する権利が意味するもの
- ▶ 延期する権利は報告期間の末日時点で存在していなければならないこと
- ▶ 延期する権利を企業が行使するかについての見込みは、負債の分類に影響しないこと

▶ 転換負債に組み込まれたデリバティブ自体が資本性金融商品である場合にのみ、その契約条件が分類に影響しないこと

本改訂は2023年1月1日以降開始する事業年度から、遡及適用しなければなりません。当グループは、現在、本改訂が現行の実務に及ぼす影響及び既存の融資契約について再交渉が必要かどうかを評価しています。

#### ▶ IFRS第3号の改訂「概念フレームワークへの参照」

IASBは2020年5月、IFRS第3号「企業結合」の改訂「概念フレームワークへの参照」を公表しました。本改訂は、現行のIFRS第3号の規定を大きく変更することなく、1989年に公表された「財務諸表の作成及び表示に関する概念フレームワーク」への参照から、2018年3月に公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」への参照に置き換えることを意図しています。

IASBはまた、企業結合以外で別個に生じたならばIAS第37号又はIFRIC第21号「賦課金」が適用される負債及び偶発負債に関して、「Day2」利益又は損失が発生する可能性があることから、そうした問題を回避するためにIFRS第3号の認識原則に例外規定を追加しました。

加えて、IASBは、「財務諸表の作成及び表示に関する概念フレームワーク」への参照を置き換えても影響がない偶発資産についてのIFRS第3号の既存のガイダンスを明確化することを決定しました。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から、将来に向かって適用します。

### ▶ IAS第16号の改訂「有形固定資産:意図した使用の前の収入」

IASBは2020年5月、「有形固定資産:意図した使用の前の収入」を公表しました。当該改訂は、経営者が意図した方法で資産を稼働可能にするために必要な場所及び状態に置くまでの間に生産された項目の売却から生じる収入を、有形固定資産項目の取得原価から控除することを禁止しています。その代わり、そうした項目の売却から生じる収入及びそうした項目の生産コストは純損益に認識します。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。本改訂は、企業が本改訂を最初に適用する事業年度において表示される最も古い期間の期首以降に使用可能となった有形固定資産項目に限り遡及的に適用します。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

#### ▶ IAS第37号の改訂「不利な契約:契約履行のコスト」

IASBは2020年5月、契約が不利であるか又は赤字を生み出しているかどうかを評価する際に含める必要があるコストを定めるため、IAS第37号の改訂を公表しました。

当該改訂では「直接関連コスト・アプローチ」が採用されています。財又はサービスを提供する契約に直接関連するコストには、増分コストと契約活動に直接関連するコストの配分の両方が含まれます。一般管理費は、契約に基づき相手方に明示的に請求可能である場合を除き、契約に直接関連するものではなく、除外されます。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。当グループは、本改訂を最初に適用する事業年度の期首時点ですべての義務を未だ履行していない契約に対して本改訂を適用します。

#### ▶ IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂「初度適用企業としての子会社」

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂を公表しました。本改訂は、IFRS第1号D16項(a)の適用を選択する子会社に

対し、親会社のIFRS移行日に基づいて、親会社が報告した金額を用いて換算差額累計額を測定することを認めています。本改訂は、IFRS第1号D16項(a)の適用を選択する関連会社又はジョイント・ベンチャーに対しても適用されます。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。早期適用も認められます。

# ▶ IFRS第9号「金融商品」の改訂「金融負債の認識の中止に関する『10%』テストに含まれる手数料」

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IFRS第9号の改訂を公表しました。本改訂は、新規又は条件変更後の金融負債の条件が当初の金融負債の条件と大幅に異なっているかどうかを評価する際に企業が含める手数料を明確化しています。当該手数料には、借手と貸手との間で支払う又は受け取る手数料のみを含めます。これには、借手又は貸手のいずれかが他方に代わって支払う又は受け取る手数料も含まれます。本改訂は、企業が本改訂を最初に適用する事業年度の期首以降に条件変更又は交換が行われる金融負債に適用します。

本改訂は2022年1月1日以降開始する事業年度から適用します。早期適用も認められます。当グループは、本改訂を最初に適用する事業年度の期首以降に条件変更又は交換が行われる金融負債に適用します。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

#### ► IAS第41号「農業」の改訂「公正価値測定における課税」

IASBはIFRS基準の年次改善プロセス(2018年-2020年)の一環として、IAS第41号「農業」の改訂を公表しました。本改訂は、IAS第41号の適用範囲に含まれる資産の公正価値を測定する際に課税に関するキャッシュ・フローを除外するというIAS第41号22項の規定を削除するものです。

本改訂は、2022年1月1日以降開始する事業年度の期首以降に行われる公正価値測定から将来に向かって適用します。早期適用も認められます。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

#### ▶ 会計上の見積りの定義-IAS第8号の改訂

IASBは2021年2月に「会計上の見積り」の定義を導入するIAS第8号の改訂を公表しました。本改訂は、会計上の見積りの変更と会計方針の変更及び誤謬の訂正との区分を明確にするものです。また、企業が会計上の見積りを算定するにあたってどのような測定技法とインプットを用いているのかについても明確化します。

本改訂は、2023年1月1日以降開始する事業年度から適用され、当該事業年度の期首以降に生じる会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に適用されます。

本改訂が当グループに与える重要な影響はないものと見込んでいます。

#### ▶ 会計方針の開示ーIAS第1号及びIFRS実務記述書第2号の改訂

IASBは2021年2月に、企業が会計方針の開示に関する重要性の判断を適用するのに役立つガイダンス及び設例を提供するため、IAS第1号及びIFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」の改訂を公表しました。本改訂は、企業が「重要な(significant)」会計方針を開示することを求める要求事項を、「重要性のある(material)」会計方針を開示することを求める要求事項と置き換え、会計方針の開示に関する判断を行使する際に、重要性の概念を適用する方法についてのガイダンスを追加することにより、より有益な会計方針の開示を行うのに役立つことを目的としています。

IAS第1号の改訂は、2023年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、早期適用も認められています。IFRS実務記述書第2号の改訂は、会計方針に関する情報への「重要性」の定義の適用に関する任意のガイダンスを提供しているのみであるため、これらの改訂の発効日はありません。

当グループは、現在、これらの改訂が当グループの会計方針の開示に与える影響について判断するため、当該改訂の影響を評価しています。

注釈 IAS第8号30項は、公表済みであるが未発効の基準に関する開示を求めている。当該開示は、これらの基準を適用することで財務諸表が受ける影響を、財務諸表利用者が評価できるように、現時点で判明している、もしくは合理的に見積可能な情報の開示を求めている。当グループは未発効の基準及び解釈指針を当グループに影響を及ぼさないと判断されるものを含め、掲載しているが、その目的は開示例を示すことにある。その他の方法としては、当グループの財政状態、財務業績、表示あるいは開示に影響を及ぼすであろう基準や解釈指針のみを列挙し、それらについてのみ説明することも可能である。

以上

#### EY | Building a better working world

EY は、「Building a better working world(より良い社会の構築を目指して)」をパーパスとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開する EY のチームは、データとテクノロジーの 実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を 支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.comをご覧ください。

#### EY 新日本有限責任監査法人について

EY 新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja\_jp/people/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2022 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

#### ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 新日本有限責任監査法人および他の EY メンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

### ey.com/ja\_jp